

## 大熊町観光協会会則

### (名称及び所在地)

第 1 条 本会は大熊町観光協会と称し、一般社団法人おおくままちづくり公社内におく。

### (目的)

第 2 条 本会は、観光振興及び観光事業を通じて、震災からの復興と地域の発展に寄与することを目的とする。

### (組織)

第 3 条 本会は、大熊町の観光と物産の振興に関与する者及び前条の目的に賛同する者をもって組織する。

### (事業)

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光に関するイベントの企画・運営（大熊町ふるさとまつり含む）
- (2) 観光に関する調査研究及び資料の収集
- (3) 観光に関する宣伝紹介
- (4) 特産物の紹介
- (5) 観光関係機関、諸団体との連絡協調及び情報交換
- (6) その他観光に関する事業

2 本会は営利を目的としない。

### (会員)

第 5 条 本会員は、次のとおりとする。

#### (1) 正会員

各種活動に参加でき、総会において議決権を有する個人会員

#### (2) 準会員

各種イベントに参加でき、総会において議決権を有さない個人及び団体会員

員

#### (3) 賛助会員

本会の活動を資金的に支援する意思をもつ個人及び団体会員で各種イベントに参加できる

2 正会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の運営に参画するものとする。

3 準会員は、大熊町ふるさとまつりを中心とするイベントに参加できるものとする。

4 正会員及び準会員は、年額（1,000 円）の会費を本会に納入するものとする。

5 賛助会員は、本会の事業に賛助するために入会した個人又は団体とし、年額 1 口（10,000 円）以上の会費を本会に納入するものとする。

(加入及び脱退)

- 第 6 条 会員となることを希望する者は、所定の申込書で申込み、理事会の承認を得るものとする。
- 2 正会員は、町民または町内の団体代表者のみ加入できるものとする。
  - 3 準会員及び賛助会員は、個人および団体が加入できるものとする。
  - 4 前2項に掲げるほか、会長が必要と認められる個人および団体は、各会員に加入できるものとする。
  - 5 本会を脱退しようとする者は、脱会届を提出するものとする。
  - 6 会員が次の事由に該当したときは、理事会の決議により脱会したものとみなす。
    - (1) 死亡、団体の解散又は長期にわたる音信不通
    - (2) 期限までに会費を納入せず、相当な期間を定めて会費納入を催告し、当該期間経過時まで会費の納入がないもの
    - (3) 前各号に掲げるものの他、本会の名誉を傷つけ、又は本会の趣旨目的に反する行為があったとき
  - 7 前2項に規定する場合において、すでに納入した会費は返還しないものとする。

(役員)

- 第 7 条 本会に次の役員をおく。
- |     |       |
|-----|-------|
| 会長  | 1名    |
| 副会長 | 2名以内  |
| 理事  | 20名以内 |
| 監事  | 2名以内  |
- 2 会長は、大熊町長が兼任するものとする。
  - 3 副会長、理事及び監事は総会において選出する。
  - 4 役員は無報酬とする。但し、本事業のために要した費用は総会で決定した額を支給することができる。

(役員の仕事)

- 第 8 条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 理事は、会長を補佐し、会務を評議処理する。
  - 4 監事は、次の職務を行う。
    - (1) 本会の会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告すること
    - (2) 理事会に出席して発言すること
    - (3) 会計を監査した結果、不整の事実を確認したときは、理事会及び総会に報告して必要な対応を取るよう求めること
    - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は総会の臨時の招集を会長に請求すること

(役員任期)

- 第9条 役員任期は2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員任期は、その前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第10条 会議は総会、理事会及びイベント実行委員会とする。
- 2 総会、理事会の会議は会長が招集し、イベント実行委員会の招集は第13条による。
  - 3 第8条第4項第4号に基づく招集の請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に、会長は理事会又は総会の会議を招集しなければならない。
  - 4 会長は、理事会又は総会の会議日の5日前までに、会議の内容、日時、場所を示した招集通知を正会員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(総会)

- 第11条 総会は毎年1回開くこととし、次の事項を決議する。
- (1) 会則の変更に関する事
  - (2) 事業計画及び事業報告に関する事
  - (3) 予算及び決算に関する事
  - (4) 役員選出に関する事
  - (5) 解散及び残余財産の処分に関する事
  - (6) その他重要な事項に関する事
- 2 前項に定める他、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
  - 3 総会は、正会員を以て構成し、過半数の出席を以て成立する。
  - 4 都合により総会に出席できない正会員は、書面により、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項及び第6項の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
  - 5 総会の議長は、出席者の中から選出する。
  - 6 総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
  - 7 総会の議事については、その結果について議事録を作成しなければならない。
  - 8 前項の議事録については、議長及び総会で指名される議事録署名者2名がそれぞれ署名しなければならない。
  - 9 前各項に定めるものの他、総会の秩序維持、総会の傍聴、その他総会の運営に必要な事項については、総会開催中は議長が、それ以外の場合は会長が決定する。

(理事会)

第12条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他総会の議決を要しない本協会の業務の執行に関する事項
- 2 理事会は第7条第1項の役員を以て構成し、過半数の出席を以て成立する。
  - 3 監事を除く役員の過半数から理事会の開催を請求されたときは、会長は理事会を招集しなければならない。
  - 4 理事会の進行は会長が行う。
  - 5 理事会の議決は、監事を除く出席者の過半数で決する。
  - 6 議案に直接の利害関係を有する役員は、その議案の議決に関し、前項の議決に参加できない。
  - 7 前項の場合において可否同数のときは、会長は議案の議決を保留し、次の理事会に再度当該議案を提出できる。
  - 8 理事会の議事については、その結果について議事録を作成しなければならない。
  - 9 前項の議事録については、会長及び理事会で指名される議事録署名者2名がそれぞれ署名しなければならない。
  - 10 第1項第3号の軽微な事項のうち、会長が特に急施を要すると認めるときは、副会長に諮って書面賛否方式による理事会を開催することができる。
  - 11 その他会長が必要と認める事項

(イベント実行委員会の設置)

第13条 本会の事業の円滑な遂行を図るため、イベント実行委員会（以下「委員会」という。）を設けることができ、イベント実施に関する企画、立案及び執行に関することを決定することができる。

- 2 委員会は、事業の趣旨に賛同する者と大熊町役場職員で組織し、総会の承認を得るものとする。
- 3 委員会に部員の互選により委員長を置く。
- 4 理事は、委員会に参画することができる。
- 5 委員会の招集ならびに進行は委員長が行う。委員会の議決は、出席者の過半数で決する。
- 6 委員会の議事については、その結果について議事録を作成しなければならない。
- 7 前項の議事録については、委員長及び委員会で指名される議事録署名者2名がそれぞれ署名しなければならない。

(事務局)

第14条 本会の事務を処理するため一般社団法人おおくままちづくり公社に事務局をおき、事務局に次の職員をおく。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 会計 1名
- (3) 書記 1名

2 事務局長は、一般社団法人おおくままちづくり公社事務局長をあて、会計及び書記は一般社団法人おおくままちづくり公社事務分掌による。

3 事務局長は、会長からの委嘱により、総会において承認を得た事業計画及び予算内の支出について専決できる。

(財産)

第15条 協会の財産は、別紙財産目録記載の財産とする。

2 協会の財産の管理は会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画並びに予算及び決算)

第16条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。事業計画及び予算を変更するときも同様とする。

2 本会の決算書及び事業報告は会長が作成し、監事の監査を受けたのち、総会の承認を受けなければならない。

(会計)

第17条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(情報管理)

第18条 本会が作成又は取得した情報の開示については、大熊町情報公開条例（平成12年9月17日 条例第33号）の規定を参考として取り扱うものとする。

2 本会が取得した個人情報の利用及び管理については、大熊町個人情報保護条例（平成17年3月28日 条例第2号）に準じて取り扱うものとする。

3 前2項の取り扱いの詳細については、会長が決定する。

(その他)

第19条 この会則の他、会の運営について必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この会則は令和7年6月1日から施行する。